

記入例

求人票

記入日 令和6年4月10日

求人者	ふりがな	(かぶ) くるめそうごうけんせつ		資本金	1,000 万円		
	事業所名	(株)久留米総合建設		年商	10 億円		
	業種・事業内容	建設業 建築工事・土木工事等		従業員数	10 名 内女性 3 名		
	所在地	〒839—0809 福岡県久留米市東合川5丁目9番10号					
	求人ご担当者	所属部署	総務部		役職	総務部長	
		お名前	建設 太郎				
	TEL	0942-12-3456		E-mail	master@aaa.co.jp		
	FAX	0942-12-6543		URL	http://www.aaa.co.jp		

求人事項	採用形態	正社員・契約社員・派遣社員・パート					
	雇用期間	定めなし・ 定めあり 令和6年5月1日~令和7年4月30日 契約更新 有 勤務成績により 判断する) 無 更新上限 有 通算契約期間の上限【 】年/更新回数の上限【2】回					
	試用期間	なし・ あり (期間 3カ月)		試用期間の条件	同条件 異なる (時給 1,200 円)		
	採用人数	1 人	年 齢	不問 歳~ 歳			
	年齢制限を行う理由	例外事由 1号・2号・3号イ・ロ・ハ・ニ (年齢制限を行う場合は、注意事項を確認し記載する事)					
	職務内容	経理事務・給与計算等			(変更の範囲) 法務業務	/ 無	
	必要な経験・資格等	普通自動車免許(AT限定可)					
その他							

勤務条件	勤務地	同上	(変更の範囲) 福岡県内の営業所 / 無	受動喫煙防止措置の状況	あり (屋内禁煙 ・喫煙室設置) なし(喫煙可) その他()		
	賃金	基本給	160,000 円~ 170,000 円				
		住宅手当	1万円を上限/月	手当			
		通勤手当	1万円を上限/月	手当			
		固定残業代	あり(円~ 円)・ なし 固定残業代に関する特記事項：時間外手当は、時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、()時間を超える時間外労働は追加で支給。				
	合計(月額)	180,000~190,000 円					
	昇給	有・ なし	賞与(前年実績)	年 2 回 約 2 月			
	加入保険等	健康 ・ 厚生 ・ 雇用 ・ 労災 ・財形・その他()					
	定年制	有(歳)・ 無	休日	土日祝他			
	就業時間	8:30~17:15		時間外	月平均 15 時間 裁量労働制が適用される場合()時間働いたものとみなされます。		
休憩時間	12:00~13:00		(その他)				
備考							

受付No.	求人区分	-	-	受付日	受付印	内定日
-------	------	---	---	-----	-----	-----

注意事項

※労働者の募集・採用に当たって、年齢制限を設けることはできません。

労働者の募集および採用の際には、原則として、年齢を不問としなければなりません。例外的に年齢制限を行うことが認められる場合があります。このとき、上限（65歳未満のものに限る）を定める場合には、求職者、職業紹介事業者等に対して、その理由を書面や電子媒体により提示することが義務づけられています。－高年齢者雇用安定法第20条第1項

例外となる場合	
例外事由1号	定年年齢を上限として、その上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由2号	労働基準法その他の法令の規定により年齢制限が設けられている場合
例外事由3号イ	長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由3号ロ	技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ、期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
例外事由3号ハ	芸術・芸能の分野における表現の真実性などの要請がある場合
例外事由3号ニ	60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策（国の施策を活用しようとする場合に限る）の対象となる者に限定して募集・採用する場合

※従事すべき業務の変更の範囲（令和6年4月1日施行）

業務内容 (例)	(雇い入れ直後) 経理事務 (変更の範囲) 法務業務 (雇い入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
-------------	---

※就業場所の変更の範囲（令和6年4月1日施行）

就業場所 (例)	(雇い入れ直後) 久留米本社 (変更の範囲) 本社及び全国の支社 (雇い入れ直後) 鳥栖営業所 (変更の範囲) 福岡県及び佐賀県の営業所
-------------	---

※有期労働契約を更新する場合の基準（令和6年4月1日施行）

契約期間 (例)	期間の定めあり（令和6年5月1日～令和7年4月30日）
	契約の更新 有（契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断） 通算契約期間は3年を上限とする 契約の更新 有（自動的に更新する） 契約の更新回数は2回を上限とする

※試用期間を設ける場合、勤務条件（就業場所・勤務時間・休日・賃金・社会保険等）が異なる場合は明示する必要があります

※裁量労働制を採用する場合は、以下のような記載が必要です

(例)「企画業務型裁量労働制により、〇〇時間働いたものとみなされます。」

※時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合、以下のような記載が必要です

- ①基本給 ××円（②の手当てを除く額）
- ②□□手当（時間外労働の有無に関わらず、〇時間分の時間外手当として△△円を支給）
- ③〇時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

[求人不受理について]

令和2年に改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行されたことから、一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能になりました。法令違反などに該当しないことを確認する為、別紙自己申告書を合わせて提出してください。